

令和6年度玄海町地域イベント事業費補助金の募集に係る注意事項

玄海町地域イベント事業費補助金の活用事業を以下のとおり募集します。応募にあたっては、玄海町地域イベント事業費補助金交付要綱(令和2年玄海町要綱第24号)「以下「要綱」という。」も併せてご確認ください。なお、次の点にご留意ください。

- (1) 補助金は、自主的に行われる公益性のある事業に対して交付することができるものです。
- (2) 予算の議決が得られないなどの理由で、交付できないことがあります。
- (3) 申請書類等の様式は、要綱で定めています。
- (4) 内容等の聞き取りをしますので、必ず申請前にご相談ください。

1. 趣旨(要綱第1条関係)、補助対象者(要綱第3条関係)

この補助事業は、「町のにぎわいの創出を図るとともに、地域づくりを担う団体等の活動の活性化を図り、もって持続可能な地域づくりを推進するため」に実施しています。

補助を受けることができる方は、町内において、自主的に企画したイベント事業(上記の趣旨に合致するもの)を行う町内の団体又は個人です。

2. 補助対象事業(要綱第3条関係)

この補助金の交付対象となる事業は、町内外からの交流人口増につながるイベント事業です。イベントへの参加者を増やすことで町のにぎわいをもたらすことを目指していますので、必ず、イベントの内容に応じて人を集めるための効果的な広報を実施してください。

3. 補助対象経費及び補助率(要綱第2条関係)

1回あたり30万円を上限とし、補助対象経費の100%を補助金として交付します。

| 区分 | 費用 | 補助率 | 補助上限額 |
|-------|---|--------|-------------------------------------|
| 対象経費 | 講師謝金等報償費、旅費、食糧費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、保険料、通信費、委託料、使用料及び賃借料 等 | 10分の10 | 300千円以内 (千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる) |
| 対象外経費 | 直接収益につながる食材等の経費 | | |

対象外経費に関する補足説明は次のとおりです。

(1) 直接収益につながる食材等の費用

行政の補助金の原則として、補助事業で直接的な収益を得ることはできない仕組みとなっています。しかし、この経費を補助対象外とする場合には、収益の発生が可能になるように整理しています。イベントを実施される団体又は個人の工夫によって、イベントで収益を得て、活動の活性化につなげていただきたいという考えに基づいて対象外とするものです。

(2) 交付決定前に発生した経費

交付決定前には、チラシ・ポスターの発注や物品の仕入れなどをしないでください。

4. 交付申請書の提出（要綱第4条関係）

(1) 提出の時期

計画的かつ効果的なイベントの実施につなげるため、イベント実施の二ヶ月前までに、提出していただきます。

(2) 交付申請書の内容審査の観点の主なもの

① 様式第1号 別紙1 事業計画書（事業概要）

どういった目的でイベントを実施するのか。

② 様式第1号 別紙1 事業計画書（広報の方法）

イベントの目的を達成するために、どういった媒体で誰に対していつどのように広報するのか。

③ 様式第1号 別紙2 収支予算書

上記①②の内容と整合性があるか、数字の誤りなどはないか。

5. 補助金の交付の条件・実績報告・補助金の支払い等（要綱第5～7条関係）

(1) 事業内容を変更する場合は、変更承認申請書を提出してください。

(2) 要綱第5条に該当する場合は、補助金が交付できないことがあります。

(3) 事業完了後14日を経過した日までに、広報の実施内容やイベントの様子を記録した写真、収支決算書（領収証含む）を添付して実績報告書を提出してください。

(4) 補助金は原則として事業完了後に支払いますが、必要な場合は先払いが可能です。必ず事前にご相談ください。

6. その他留意事項

(1) 玄海町ロゴマークの使用

イベントの実施にあたり作成、配布するポスターやパンフレット等には、下記の「玄海町ロゴマーク」及び「玄海町地域イベント事業費補助金活用事業」の文言を入れてください。

玄海町ロゴマーク

「玄海町地域イベント事業費補助金活用事業」

